第25表　公　共　事　業　費　の　内　訳

（単位　百万円）

区分	平成27年度(A) 国庫補助負担額等	平成27年度(A) 地方負担額	平成27年度(A) 計	平成26年度(B) 国庫補助負担額等	平成26年度(B) 地方負担額	平成26年度(B) 計	増減額(A)－(B) 国庫補助負担額等	増減額(A)－(B) 地方負担額	増減額(A)－(B) 計
防災対策推進公立学校施設整備費負担金	2,126	1,914	4,040	3,184	3,025	6,209	△ 1,058	△ 1,111	△ 2,169
防災対策推進学校施設環境改善交付金	139,768	220,036	359,804	60,373	77,858	138,231	79,395	142,178	221,573
防災対策推進社会資本整備総合交付金	9,521	8,919	18,440	7,776	6,949	14,725	1,745	1,970	3,715
その他	1,006	675	1,681	2,269	1,122	3,391	△ 1,263	△ 447	△ 1,710
合計	152,421	231,544	383,965	73,602	88,954	162,556	78,819	142,590	221,409

（三）　国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、3,840億円であり、前年度に比し、2,215億円（136.3%）増加している。その内訳は、第26表のとおりである。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の３まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第27表のとおりである。

第26表　国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

（単位　百万円）

区分	平成27年度(A) 国庫補助負担額等	平成27年度(A) 地方負担額	平成27年度(A) 計	平成26年度(B) 国庫補助負担額等	平成26年度(B) 地方負担額	平成26年度(B) 計	増減額(A)－(B) 国庫補助負担額等	増減額(A)－(B) 地方負担額	増減額(A)－(B) 計
防災対策推進公立学校施設整備費負担金	2,126	1,914	4,040	3,184	3,025	6,209	△ 1,058	△ 1,111	△ 2,169
防災対策推進学校施設環境改善交付金	139,768	220,036	359,804	60,373	77,858	138,231	79,395	142,178	221,573
防災対策推進社会資本整備総合交付金	9,521	8,919	18,440	7,776	6,949	14,725	1,745	1,970	3,715
その他	1,006	675	1,681	2,269	1,122	3,391	△ 1,263	△ 447	△ 1,710
合計	152,421	231,544	383,965	73,602	88,954	162,556	78,819	142,590	221,409

第27表　地方財政法第10条から第10条の３まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

１　総　括　表

（単位　百万円）

区分	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	2,126	1,914	4,040
地方財政法第10条の２関係経費	2,961	2,300	5,261
地方財政法第10条の３関係経費	－	－	－
地方財政法第34条関係経費	－	－	－
総計	5,087	4,214	9,301

２　内　訳　表

（単位　百万円）

地方財政法 条	号	事項名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1	義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費	－	－	－
	3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	2,126	1,914	4,040
	4	生活保護に要する経費	－	－	－
	5	感染症の予防に要する経費	－	－	－
	6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	－	－	－
	7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	－	－	－
	8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	－	－	－
	9	身体障害者の更生援護に要する経費	－	－	－
	10	婦人相談所に要する経費	－	－	－
	11	知的障害者の援護に要する経費	－	－	－
	12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	－	－	－
	13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	－	－	－
	14	児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所及び幼保提携型認定子ども園を除く。）並びに里親に要する経費	－	－	－
	15	児童手当に要する経費	－	－	－